

○北海道防衛局職員の健康管理に関する達

北海道防衛局達第25号

改正 平成22年3月31日北海道防衛局達第5号

防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第36条の規定に基づき、北海道防衛局職員の健康管理に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局職員の健康管理に関する達

（目的）

第1条 この達は、北海道防衛局職員の健康管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（健康管理担当者）

第2条 健康管理者は、職員の健康管理に関する業務を行うため、健康管理担当者を置くものとする。

2 健康管理担当者は次の表のとおりとする。

区 分	健 康 管 理 担 当 者
北 海 道 防 衛 局	厚 生 係 長
帯 広 防 衛 支 局	総 務 係 長
千 歳 防 衛 事 務 所	業 務 係 長

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

北海道防衛局職員の健康管理に関する達

附 則（平成22年3月31日北海道防衛局達第5号）
この達は、平成22年4月1日から施行する。